

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂田 竜也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市日吉町六九一番地先から同市東住吉六一一番地先まで		区間
一七・〇一	七・八〇 二一・四三	敷地の幅員 (メートル)
三一九・〇〇		延長 (メートル)
所沢駅西口土地区画整理事業による。		備考